

○機械振興会館展示スペース（コミュニティ・プラザ）利用規定

（設置）

第 1 条 館内ビジネス協議会の一環として、入居団体の活動及び団体横断的な共同活動、その他の入居団体職員の活動に関する情報共有化と情報発信の推進を図り、もって魅力ある会館づくりに寄与するため、展示スペースを地下 1 階 B1-4 に設置する。

（展示スペースにおける事業）

第 2 条 展示スペースは、第 1 条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の利用に関すること。
- (2) 館内入居団体の活動の向上に資すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な事業

（展示スペースの施設）

第 3 条 展示スペースには、次に掲げる施設を設ける。

- (1) 展示棚等
- (2) その他館内入居団体及び外部の人々の交流に資する設備

（管理）

第 4 条 展示スペースの管理は、主として一般財団法人機械振興協会が行い、解錠施錠等は株式会社三幸が行うものとする。

（管理者が行う業務）

第 5 条 管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 2 条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 展示スペースの利用の承認等に関すること。
- (3) 展示スペースの維持管理に関すること。

（個人情報の保護）

第 6 条 管理者は、第 5 条に規定する業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り

得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(開場時間)

第7条 展示スペースの開場時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、必要があると認めるときは、開場時間を変更することができる。

(休室日)

第8条 展示スペースの休場日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 毎月の土曜日及び日曜日、国民の祝日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、必要があると認めるときは、休室日を変更し、又は臨時に休室日を定めることができる。

(利用の手続等)

第9条 施設等を利用しようとする者は、管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の承認をするに当たっては、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

3 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしないことができる。

(1) 施設等を損傷するおそれがあるとき。

(2) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 展示スペースの管理上支障があると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が利用を不相当と認めるとき。

(利用承認の取消し等)

第10条 管理者は、前条第1項の規定により利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。

(1) 前条第2項の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。

(3) 災害その他の事故により施設等の利用ができなくなったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めるとき。

(利用料金)

第 11 条 利用料金は基本的に設けない。ただし、別途設備等を有料で利用したい場合は、この限りではない。

(特別な設備等の禁止)

第 12 条 利用者は、特別な設備を施し、又は特別な器具等を使用してはならない。ただし、あらかじめ管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(入場の制限)

第 13 条 管理者は、入場者が次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他の入場者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、展示スペースの管理上支障があると認められるとき。

(原状回復の義務)

第 14 条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第 10 条の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(販売行為等の禁止)

第 15 条 何人も、展示スペースにおいて、物品の販売およびそれに類する行為をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第 16 条 展示スペースの施設、設備等に損害を与えた者は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(委任)

第 17 条 この規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。